

飯能市退職校長会会則

- 第1条 本会は飯能市退職校長会と称し、事務所を会長指定の場所に置く。
- 第2条 本会は飯能市に在住する退職校長の親睦を図り、かつ地域の教育に寄与する事を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
一、親睦会の開催。
二、研究会、協議会、その他本会目的達成のため必要な事業。
- 第4条 本会は飯能市内に在住または在職経験のある公立学校退職者のうち趣旨に賛同し入会申し込みをした者で組織する。
- 第5条 本会に次の役職を置く。
会長1名、副会長2名、理事若干名、幹事3名、監事2名。
- 第6条 会長は会を代表し、会の運営を統括する。
二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
三、理事は理事会を構成し、会の企画運営に当たる。
四、幹事は庶務・会計・広報編集に当たる。
五、監事は会計を監査する。
- 第7条 本会の役員は、次のように選出する。
一、理事は地域を考慮して選出する。
二、会長、副会長、幹事は、理事を含む全会員の中から選出する。
三、監事は上記の役員以外の会員から選出する。
- 第8条 役員任期は2年とする。
- 第9条 本会に次の機関を置く。
総会、理事会。
- 第10条 総会は年1回開き、次のことを決める。但し、必要により臨時に開く事ができる。
一、事業・決算の承認。
二、事業計画・予算の承認。
三、会則改正の承認。
四、役員承認。
五、上部団体役員承認。
六、その他本会目的達成のために必要な事業。
- 第11条 理事会は必要により開催し、次の事項を企画し、実施する。
一、総会の決定事項。
二、本会役員及び上部団体役員推薦。
三、その他本会運営に必要な事項。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会費は、年3,000円とする。但し88歳以上の会員の会費は免除する。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付 則

本会則は昭和50年4月1日より施行する。

本会則は昭和53年4月1日より一部改正施行する。

本会則は昭和55年5月18日一部改正施行する。

本会則は平成元年5月12日一部改正施行する。

本会則は平成3年5月1日一部改正施行する。

本会則は平成4年4月30日に改正し平成5年4月1日より実施するものとする。

本会則は平成6年5月12日一部改正施行する。

本会則は平成10年5月7日一部改正施行する。

本会則は平成17年5月10日一部改正施行する。

本会則は平成23年5月7日一部改正施行する。(第4条)

本会則は平成25年4月27日一部改正施行する。(第13条会費)

本会則は令和7年4月26日一部改正施行する。(第5条、第6条)

慶 弔 規 定

飯能市退職校長会

慶 祝

- 1 本会員が、総会開催年度内(4月～翌年3月)に下記年齢に達したときは、記念品を贈り総会の席上にて顕彰する。
70歳 80歳 100歳
- 2 叙勲受賞の場合は祝い金を贈る。

弔 慰

- 1 本会員が死去したときは生花、ないし香料を贈る。
- 2 生花、香料の額は理事会で決める。

見 舞

- 1 本会員の家屋が風水害や火災のため、著しく損壊したときは見舞金を贈る。
- 2 見舞金の額は理事会で決める。